

「新型コロナウイルス感染症対応に関する学生寮の特別運営」について

1. 学生寮の特別運営に関する基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、学生寮の特別運営を制定し、開寮から当面の間（夏季休業開始まで）適用する。
- ・今後の感染症の状況により、本特別運営について、適用期間を延長、または内容を変更する可能性がある。
- ・寮生および保護者は、適用期間中、特別運営および新型コロナウイルス感染症対応に関する寮生活マニュアルに従うものとし、その他の事項については、寮生活のしおりに従うものとする。（詳細は、新型コロナウイルス感染症対応に関する寮生活マニュアルを参照）

2. 開寮までの間に寮生が行う必須事項

- ・体温計を各自準備し、毎朝の健康管理表（平常時）による健康チェックと検温を行い記録（Office365 Forms による報告を含む）を義務付ける。
- ・入寮時、開寮 8 日前から健康管理表に未記入・未報告がある場合は入寮を許可しない。
- ・入寮時、記入内容に問題がある場合は入寮を許可しない。
- ・発熱、倦怠感、味覚異常等の症状がみられる場合は、入寮を延期する。
- ・寮生本人または同居するご家族の方が感染者または濃厚接触者と判定された場合は、入寮を延期して保健所の指示に従う。
- ・開寮までに各自で持参する物品を準備する。
（入寮誓約書、入寮調査票兼誓約書、体温計、マスク、手指消毒液（できる限り）、自室除菌用洗剤、洗剤ふき取り用の布類、ハンカチやタオル（複数枚）、鎮痛解熱剤（体にあったもの）・処方薬（かかりつけ医に処方された薬）、レジ袋等の小さなゴミ袋、1 か月分の日用品（石鹸、洗剤等）
- ・上記以外の持込品については、急な閉寮時にもすべて持ち帰ることができるよう最小限とする。
- ・体調について、かかりつけ医に事前に相談しておく。

3. 学寮諸経費、その他費用について

- ・入寮月（6 月）の学寮諸経費については固定費月額（4,200 円）以外を日割り計算する。
- ・半期分（6～9 月分）の学寮諸経費、寄宿料を 6 月 26 日に徴収する。
- ・学寮諸経費について、不足が発生した場合は、追加徴収を行う。
- ・急遽、閉寮になった場合も、固定費（後期徴収相当分）を徴収する。

4. 開寮後の感染予防策、および寮生活における注意事項

- 感染予防・感染拡大防止のため、以下の内容を実施し、違反した者は退寮を含めた指導を行う。
- ・寮生は、健康管理、手洗い、手指消毒、マスク着用、部屋の換気を徹底する。
 - ・毎朝の健康管理表（平常時）による健康チェックと検温を行い記録（Office365 Forms による報告を含む）を義務付ける。

- ・寮生活において、他の居室への移動禁止、アルバイトの禁止、外出禁止（7月10日頃まで）等の制限を行う。
- ・食堂は、対面を避けたレイアウトとし、座席数を減らす。
- ・食堂、入浴は、同じフロア（階）のグループ単位で指定時間での利用とし、感染拡大リスクを減らす。
- ・6月開寮時に自分で車両（4輪、2輪、原付）を運転して帰寮することを禁止する。
- ・2足制を遵守する。（女子寮1号館を除く）
- ・保護者が寮内に入る場合は、必ず寮務係事務室で許可を得てから入室する。（教職員、寮生以外の無断入寮の禁止）
- ・多数の寮生が授業の予習・復習等でネットワークを使用するため、ネットワークに接続するコンピュータ等を1台に限る。ルーター等を使用した無線LANネットワークの不正使用は禁止する。また、本来の目的から外れる使用を禁止する。
- ・学寮の設備等を破損した場合は、原則個人負担で現状復帰する。

5. 開寮後、寮生に感染が疑われる場合等の対応

- ・感染が疑われる場合の対応
 - 登校前に風邪症状や新型コロナウイルス感染の諸症状があれば、寮生が、保護者、学生寮職員（寮務係・寮監等）、担任に連絡する。
 - 原則当日中に保護者に迎えに来ていただき、公共交通機関を使わず、帰省する。
 - 2人部屋の場合、症状の有無に関わらず、同室の寮生も原則当日中に保護者に迎えに来ていただき、公共交通機関を使わず、自宅へ帰省する。
- ・感染した場合等の対応
 - 寮生の感染が確認された場合は、保健所の指導を仰ぎ、閉寮を含めた措置を検討する。
 - 閉寮となった場合、指導寮生を通じて各フロアの寮生に連絡し、寮生は各自で保護者に迎えを依頼する。
 - 原則、荷物を持ち帰り部屋を明け渡す。感染が疑われる箇所については、保健所からの指導を仰ぐ。
 - 留学生・帰宅困難者は、寮内にて待機する。
 - 閉寮後の帰寮時期は、学校よりホームページ等を通じて連絡を行う。

6. 学生寮の特別運営についての詳細

- ・学生寮の特別運営についての詳細は、「新型コロナウイルス感染症対応に関する寮生活マニュアル」に別途定める。

7. 閉寮

- ・感染発生時等における緊急閉寮時および、夏季休業等における閉寮においては、荷物を持ち帰り部屋を明け渡す。